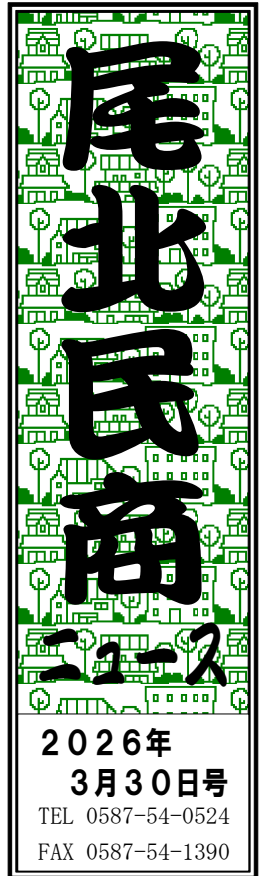


# 消費税の確定申告がまだの人は民商へ！ インボイス登録者は消費税の申告が必要です！



取引先に求められた、仕事を得るために必要と判断したなど、インボイス登録をした人は消費税の確定申告が必要です。民商にご相談ください。

今は様々な計算ソフトがあり、自分一人で確定申告書を作る障壁は昔よりも下がっています。一方で税の制度や計算法を知らないままこれらを利用し、結果として事実とかけ離れた申告をしてしまう人も増えています。

自身の売上を過大・過少に誤認している人、経費を引いていないので売上と所得が同額になっている人、引ける控除を算入していない人など、誤った数字を入力したまま、機械が書式をそろえて出力した結果を申告してしまう事例が毎年多数発生しています。



「開業して3年間は税務署は来ないから無申告でも大丈夫」という人もいますが完全な間違いで、税務調査は過去3年分をさかのぼって調べるのが基本です。その調査した申告内容に問題があれば対象範囲は5年に拡がります。

近年は一人親方・フリーランス以外にも、登録型フードデリバリー配達員などの職業が生まれていますが、税法上は個人事業主であり、年間の所得が95万円を越えると確定申告が必要です。

過大でも過少でも、事実とかけ離れた内容の確定申告や無申告は営業と生活の大きな不安要素です。あなたの身の回りに「もしかして」と思う人がいたら民商をご紹介ください。

## 消費税の確定申告の期限は3月31日(火)です。

所得税は済んだけれど消費税の申告がまだという人は、取り急ぎ民商にご連絡ください。

また2年前(令和5年度)の売上げを確認したら2割特例が使えた、などの場合も、期限内なら確定申告書を出しなおすだけで訂正が可能です。

# インボイスは消費税増税の布石！ 一日も早く廃止を！

インボイス制度による消費税の増収は年間約2400億円といわれ、国家予算から見れば少額です。政府・財務省の狙いは消費税増税の理論的裏付けです。

政府・財務省は「インボイス制度の導入によって消費税増税の風評問題は解決されたので、EU諸国(15~27%)並みの高い消費税率にできる条件が整った」と、考えています。生活費にかかる消費税の増税を、国民が支持するはずがありません。

経済負担以外にも、複数税率・インボイス制度によって事務処理が煩雑になり、小規模な業者になるほどこれらが負担になっています。

単身で起業した事業者は、生産(サービス)・営業・経理の三つを行わなければならない、インボイス制度はこの障壁を一段と高くしました。

消費税とインボイス制度は、制度が続くほどに日本を起業のしにくい、産業の育ちにくい社会に変えていきます。業者の営業と生活を壊し、日本経済を立ち枯れさせる悪税です。

皆さん、「消費税5%・インボイス廃止署名」と「2割特例の継続署名」へのご協力をお願いします。



## 尾北民商共済会の集団健康診断です！

日時 4月5日(日)

受付 午前9時~11時(完全予約制)

検査項目 身長・体重測定、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査、胸部レントゲン検査、便潜血検査

場所 千秋病院(0586-77-0012)

受診料 民商共済会員 3,000円

共済未加入者 8,800円